

災害時の死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等公表に係る対応方針

令和5年4月

宮城県

第1 趣旨

災害時に、死者及び行方不明者の氏名等を公表することは、国民の知る権利に応え、不確実情報の拡散防止に繋がる。また、安否不明者の氏名等を公表することは、円滑な人命救助活動を行うために重要であり、被害を最小限に抑える一助となる。

令和3年5月に改正された「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）」の施行等を踏まえ、災害時における死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等を公表するための基本的な考え方として策定するものである。

第2 定義

1 公表対象者

県内で発生した災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する災害（以下「災害」という。）により、死者、行方不明者又は安否不明者となった者（県内市町村に住所を有しているか否かを問わない）

2 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者（災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）より）

3 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者（同上より）

4 安否不明者

当該災害が原因で行方不明者となる疑いがある者（令和3年9月16日付府政防第972号・消防防第132号内閣府政策統括官付参事官（災害緊急事態対処担当）通知より）

5 氏名等

氏名、年齢、性別及び住所（大字まで）をいう。

第3 公表の根拠・手順等

1 安否不明者の氏名等公表

「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針（令和5年3月内閣府策定。以下「国指針」という。）」を踏まえ、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 根拠

個人情報保護法第61条第1項及び第69条第1項の規定により、県は、市町村から提供された安否不明者リストについて、人命救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合には、その氏名等を公表又は自衛隊、警察及び消防機関その他これに準ずる機関（以下「救助機関」という。）へ提供する旨をあらかじめ利用目的として定め、利用目的内の提供として公表又は提供するものとする。

なお、国指針においては、市町村も同様に、人命救助活動の効率化等の観点から、県又は

救助機関へ安否不明者リストを提供することをあらかじめ利用目的として定めておくことが望ましいとされている。また、利用目的に含めていない場合であっても、人命救助活動の効率化等の観点から、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の規定により、県及び救助機関へ提供できるとされている。

(2) 基本的な手順

イ 市町村は、被害情報や住民基本台帳の情報等に基づき、安否不明者リストを作成し、住民基本台帳の閲覧等制限が措置されていないことを事前に確認の上、県へ提供する。

なお、安否不明者が被災市町村以外の市町村（以下「他市町村」という。）に住所を有する場合は、被災市町村の負担軽減の観点等から、原則として、県が直接、他市町村から安否不明者リストの提供を受けることとする。

ロ 県は、市町村から提供された安否不明者リストに基づき、県ホームページへの掲載及び県政記者会宛て資料提供により安否不明者の氏名等を公表するものとする。

なお、当該公表資料については、救助機関にも提供するものとし、あらかじめその旨を利用目的に定めておくものとする。また、局所的な災害の場合等で、市町村による公表が安否情報の収集等に有効と考えられる場合においては、県と市町村が調整の上、市町村が自ら公表することも差し支えないものとする。

ハ 公表後は、県及び市町村において安否情報の収集、精査及び安否不明者リストの更新に努めるとともに、県は、更新の都度、最新の情報を公表及び提供するものとする。

(3) 本人又は第三者の権利利益の不当な侵害の防止

市町村は、所在情報を秘匿する必要がある者の情報が公表されることがないように、各安否不明者について住民基本台帳の閲覧等制限が措置されていないことを事前に確認する。

なお、住民基本台帳の閲覧等制限がない場合においても、安否不明者が警察や地方公共団体の相談機関へ配偶者等からの暴力(DV)やストーカー行為等について相談をしていた等、所在情報を秘匿すべき事情が判明した場合等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その者を公表対象から除くものとする。

(4) 家族の同意の取扱い

個人情報保護法上においては、家族は第三者であって、安否不明者の氏名等の公表又は提供については、家族の同意確認は不要であるとされており、県及び市町村は、家族の同意の有無を確認することなく、速やかに安否不明者の氏名等の公表を行うものとする。

(5) 公表期間

発災後概ね 72 時間以内とする。

2 行方不明者の氏名等公表

行方不明者の氏名等公表については、現在、国指針等において明確な基準が示されていないことから、「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン（令和 3 年 6 月全国知事会策定。以下「ガイドライン」という。）」等を踏まえ、以下のとおり公表するものとする。

(1) 根拠

行方不明者の氏名等については、個人情報保護法の対象となるが、内閣府及び個人情報保護委員会は、災害応急対策の観点からは氏名等を公表する必要性が低いとの見解を示していることを踏まえ、いわゆる国民の「知る権利」に応え、不確実な情報の拡散を防止する目的から、同法第 61 条第 1 項及び第 69 条第 1 項の規定により、その氏名等を公表又は救助機関

へ提供する旨をあらかじめ利用目的として定め、利用目的内の提供として公表又は提供するものとする。

なお、この取扱いに当たっては、市町村も同様に、「知る権利」への対応等の観点から、県及び救助機関へ行方不明者リストを提供することをあらかじめ利用目的として定めておかなければならない。

(2) 行方不明者の氏名等公表に関する基本的な手順については、前項1(2)の手順を準用する。

(3) 行方不明者本人又は第三者の権利利益の不当な侵害の防止に係る取扱いについては、前項1(3)の取扱いを準用する。

(4) 行方不明者の氏名等公表に関する家族の同意の取扱いについては、前項1(4)の取扱いを準用する。

(5) 公表期間

原則として、行方不明者の所在が判明するまでとする。ただし、捜索救助活動が長期間に及ぶことが見込まれる場合は、発災後概ね3か月以内とし、適宜、期間を延長しても差し支えないものとする。

3 死者の氏名等公表

死者の情報については、個人情報保護法の対象外であり、氏名等の公表に当たっては、地方公共団体において、遺族の意向や被災者の事情等を勘案し判断することとされていることから、ガイドライン等を踏まえ、以下のとおり公表するものとする。

(1) 根拠

県では、「死者情報の提供等に関する事務取扱要綱（令和5年3月8日付県情文第108号総務部長通知）」に基づき、個人情報保護法第61条第1項及び第69条第1項を準用し、市町村から提供された死者リストについて、いわゆる国民の「知る権利」に応え、不確実な情報の拡散を防止するため、その氏名等を公表又は救助機関へ提供する旨をあらかじめ利用目的として定め、利用目的内の提供として公表又は提供するものとする。

なお、この取扱いに当たっては、市町村も同様に、「知る権利」への対応等の観点から、県及び救助機関へ死者リストを提供することをあらかじめ利用目的として定めておかなければならない。

(2) 死者の氏名等公表に関する基本的な手順については、前項1(2)の手順を準用する。

(3) 死者本人又は第三者の権利利益の不当な侵害に防止に係る取扱いについては、前項1(3)の取扱いを準用する。

(4) 家族の同意の取扱い

市町村の判断により、氏名等の公表について家族等の同意を確認した上で、県へ死者リストを提供しても差し支えないものとする。

(5) 公表期間

発災後概ね3か月以内とする。ただし、捜索救助活動が長期間に及ぶことが見込まれる場合は、適宜、期間を延長しても差し支えないものとする。

第4 その他留意事項

1 行方不明者の氏名等については、各市町村の個人情報の取扱いに基づき県に提供されるもの

である。

- 2 死者の氏名等については、各市町村の死者情報の取扱いに基づき県に提供されるものである。
- 3 本方針は、死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等を市町村が自ら公表することを妨げるものではない。
- 4 今後、関係法令及び国指針等の改定等があった場合には、本方針についても適宜改定を行うものとする。
- 5 本方針は、令和5年4月1日から施行する。

【参考（関係法令抜粋）】

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（個人情報の保有の制限等）

第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一～二 （略）

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。